

親の財産管理について②

前回より、判断力が低下してくる親のお金の管理についてのお話です。

前は、認知症が進行してしまうと、親の銀行口座が凍結されてしまうので、事前に備えるには家族信託を、もう手遅れであれば成年後見制度を使うしかない・・・という認識の方が多いのですが、家族信託は、賃貸物件を所有しているとか事業承継の必要があるとかの事情がない限りは、関係性の良い親子が「家族信託」まで締結しておく必要はないのではないかというご説明をいたしました。



しかも、そう簡単に親の銀行口座が凍結されてしまうことはありません。若干の認知症の症状のある親が、「要支援」や「要介護」の介護保険認定を受けると、それが認知症の診断だと勘違いをしてしまい、要介護認定が出ると親の銀行口座が凍結されてしまうのではないかと心配される方もいらっしゃいますが、要介護認定と認知症の診断は全くの別物ですし、しかもそれが金融機関と連動することは一切ありませんのでご安心ください。

しかし、実際に認知症がかなり進行してからでも成年後見人の制度は使いたくない、一方で、そのための備えとして家族信託までは不要だとしたら、子供世代としてはいったいどんな備えをしておけば良いのでしょうか。

お勧めは、メガバンクが相次いで導入している「代理人予約制度」を利用することです（銀行によって名称や条件が違いますのでご確認ください）。親が元気な時に、2親等以内の親族を「代理人」として登録する制度です。その後、親が病気で動けなくなったり、判断力が低下したときには、医師の診断書を銀行に提出することで、その時点から親に代わって登録済の代理人がその銀行の様々な手続きが出来るようになる制度です。

もっとお手軽に、あらかじめ「代理人キャッシュカード」を作成しておくのも手です。親が元気なうちに、代理人キャッシュカードとして2枚目のキャッシュカードを作成し、子供がそれを預かっておけば、親が銀行手続きをすることが多少難しくなっても、引き出しや振り込みなどATMで出来る金融取引は子供が行うことができることになります。

こうした備えをしておけば、親が病気や認知症になったときに、医療費や介護費用を親の口座から支出することが可能となり、子供世代もお金の面の不安は軽減されることでしょう。

しかし、これはあくまでも金融資産の備えです。万が一、老人ホーム入居などで介護費用を捻出するためには、親の住む自宅を売却しなければならないケースでは、不動産売却時に親の認知症が進行していると、司法書士による売却の本人確認をすることが出来ず、成年後見人をつけなければならない事態となります。

今回は、将来的に親の所有する不動産の売却を見据えた場合の備えについて、ご説明いたします。